

人吉紺屋町 HITONOWA MARKET



出店者募集要項

人吉商工会議所

1. 社会実験「人吉紺屋町 HITONOWA マーケット」について

令和2年7月豪雨による災害から1年半。人吉市復興基本方針に掲げられた『一希望ある復興を目指して一 球磨川と共に創る みんなが安心して済み続けられるまち』の実現に向けて、「被災者の暮らしの再建とコミュニティの再生」「力強い地域経済の再生」「災害に負けないまちづくり」を復興施策の3つの柱として、復興まちづくり計画が策定されました。復興まちづくり計画は、市民の暮らしの再建とまちの再生、未来を見据えた復興まちづくりの方針と取り組むべき内容について、公共施設整備等をはじめとしたハードの取組と、暮らしやなりわいの復興に向けたソフトの取組について、私たちが目指すべき将来像を共有するための計画です。

この計画を実現していくためには、私たちが復興の先の未来を見据え、ひとりひとりが『できることから始める』を実践することで、人吉ならではの安心・安全で豊かな暮らし方、働き方を生み出していくことが大切で、のためには、地域資源をあらためて見つめ直し、まちなかを人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと転換しながら人と人とのつながり、人とまちとのつながりを再生していく必要があります。

「紺屋町 HITONOWA マーケット」は、中心市街地の紺屋町を舞台に、ひと中心の豊かな生活空間の創出、地域消費や投資の拡大機会の創出、被災後に生じたまちなかの低未利用地の今後の再建、暫定利用を含む土地の利活用の可能性を探る社会実験です。

2. 「HITONOWA ひとよし」ロゴについて

文献に「人吉」という地名が現れるようになったのは平安時代中期ですが、この地方に人が暮らし始めた歴史は、旧石器時代とも言われています。

人吉という地名は、醍醐天皇の頃に、人吉が日向、薩摩、佐敷を結ぶ交通の要衝・休憩地であり、人が泊まる「宿=舎」を『ひとよし』と呼んでいたことに由来しているという説もあります。

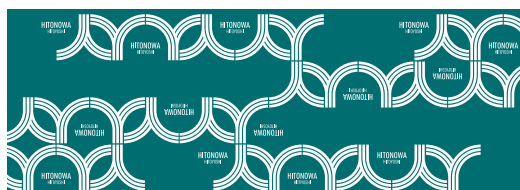
人と、ものが行き交う拠点としてまちがつけられ、人と人が出会い、交流することで発展してきた人吉だからこそ、手を取り合って災害を乗り越え、新しい人吉を一緒に創っていききたい。そんな思いをこめたデザインです。



人と人がつながると
"JOY" = 楽しみ・喜びが生まれる。
人吉の一番の宝は "ひと"。
さあ、手を取り合って、
新しい未来を、一緒につくろう。

《ロゴを展開したオリジナルグッズの例》

てぬぐい A



てぬぐい B



3. 社会実験の概要

■ 社会実験

「紺屋町 HITONOWA マーケット」

■ 主 催 | 人吉商工会議所

□ 協 力 | 人吉市商工振興課

□ 企画・支援 | 株式会社ワークヴィジョンズ

■ 概 要

被災建物が解体され、低未利用となっている土地を所有者様からお借りして、暫定利用によるマーケットを開催します。復興コンテナマルシェ・街蔵とつながる面的回遊ルートを創出し、イベントとは異なり定期開催しながら、まちなかの復興拠点づくりへとつないでいくことを目指しています。

- ・マーケットの出店者は広く募り、人吉の農産物や加工品をはじめ、ハンドメイド雑貨、古本、衣料品など、まちなかでの販売とプロモーションの機会をつくることによって、人とまちとのつながり、人と人、人とももの交流の場をつくります。出店する方にとってはファンを獲得し、売上の向上や新たな商機につなげていくチャンスです。
- ・市民の来街動機を生み出し、まちとのつながりの再生を目指します。
- ・人と出会い、交流や、憩える機会をつくり、新たなコミュニティづくりを促進します。
- ・将来を見据えた土地の暫定利活用のあり方や再整備の可能性や方向性を探ります。
- ・人吉の誇れる資源を皆さんとともに再確認する場にしていきます。

■ 実施期間（予定）

2022年3月26（土）・27（日）

■ 出展可能な時間

両日とも 11:00-16:00（店舗設営は 9:30- / 撤収は 17:30 まで）

■ 実施場所



4. 出店者募集概要

■ 出店資格

《共通事項》

- ・ 社会実験の実施目的やコンセプトを理解し、賛同して下さる店舗・個人の方で、各種販売または体験・ワークショップ等の実施を希望する方
- ・ 公共的な取り組みであることを理解し、実行委員会が定めるルールを守ることができる店舗・個人
- ・ 人吉市暴力団排除条例及びその他の条例に公示された暴力団の構成員ではないこと。

※必須条件

- ① 飲食店舗の場合は、営業許可または臨時営業許可が必要です。
- ② 現地で調理をする場合は、食品衛生責任者を最低1名配置してください。

■ 出店区画と配置

- ① テントは先着20店舗さまに貸し出します。持込みの場合は最大2,500×2,500mm程度まで
- ② キッチンカーでの出店をご希望の方は出店申込書に車体の写真を添付してください。
- ③ 会場での配置は、出店内容、発電気の使用等を考慮し、実行委員会で計画します。
- ④ センター広場には、大型スターテント、アウトドアソファやテーブル、チェア等を配置します。

■ 出店料

出店料は、当日来場後に受付でお支払い頂きます。

- ① 飲食販売 | 1日 / 1店舗（または個人）につき、2,000円
 - ② 物販 | 1日 / 1店舗（または個人）につき、1,000円
- ※複数団体で共同出店の場合は、構成団体1者ごとに申し受けます。

- ② 体験・ワークショップ等 | 無料
(ただし、材料費等、ワークショップに関わるものは各自ご用意ください。)

■ 販売に伴う備品について

原則として、出店・販売・提供に必要な調理機器、発電機、備品、POP等は出店者で準備をお願いします。(主催者が貸し出すテントの組立は出店者で行ってください。)

※留意事項

- ・ 発電機がない方は出店申込書に可能な限り詳細は機器名、電気容量を記載ください。特に、電気ポットや電子レンジ等、電力の多い機器をご使用になる場合は、必ず事前に申告をお願いします。

※当日急遽追加されたものについては対応できませんのでご了承ください。

- ・ 各機器につなぐケーブルは各自ご用意ください。

■ センター広場について

広場には、アウトドアソファやテーブル・チェアを準備します。共用のスペースであることをご理解の上、パブリックマインドを持ってお互いに協力し合ってご利用ください。



店舗・ブースの設え・仕様についてのお願い

「人吉紺屋町 HITONOWA マーケット」の実施場所は、人吉のアイデンティティともいえる市の中心エリアであり、土地所有者さまにご協力頂いてお借りしている民地です。また、まちの将来像や土地の利活用を考える上で、エリアのイメージを大切にしたい会場の雰囲気づくりを心掛けています。

出店者の皆様もぜひご理解いただき、一緒に「人吉 紺屋町ならではの魅力的な風景づくり」にご協力ください。

■ ご協力いただきたいこと

- ◎ テントやパラソル内は整頓し、お客様から見て煩雑に見えないようにしましょう。
- ◎ 設備（機器いなど）は、全てテント・ブース内に納めましょう。
- ◎ ガーランドやテーブルクロスなどを使って設えの工夫をしましょう。
- ◎ A型看板等の使用はOKです。お店の宣伝や商品メニューなどわかりやすく表示しましょう。
- △ 普段お店で使用されている暖簾や懸垂幕、幟などの布製看板等については、形や大きさがわかる写真とともに、事前に実行委員会までご相談ください。



5. 応募方法

■ 応募用紙に必要事項を記入の上、メールでお申し込みください。

人吉商工会議所 担当：西邨

Mail : info@hitoyoshi-cci.or.jp / Tel : 0966-22-3101

■ 募集期間

2022年3月5日（金）20時まで

※応募が多数の場合は、抽選とさせていただきます。

また、できる限り多くの店舗、皆さまに出店していただきたいことから、出店日のご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

■ 出店料とお支払い方法

出店日当日の受付時にお支払いください。

① 飲食物販売 ⇒ 1日あたり 2,000円

③ 物販 ⇒ 1日あたり 1,000円

④ 体験・ワークショップの実施 ⇒ 無料

※複数団体で共同出店の場合は、構成団体1者ごとに申し受けます。

■ 雨天対応

雨天中止・小雨決行とします。

・前日までに悪天候が予想される場合は、実行委員会で協議のうえ中止とし、夜8時までに各出店代表者に連絡します。

・当日朝7時の時点で予期しない悪天候により実施が困難な場合は、実行委員会で協議のうえ中止とし、各出店代表者に連絡します。

・その他、実施が困難な場合は実行委員会で協議のうえ中止とし各代表者へ連絡します。

・中止の決定については、実行委員会並びに関係者の情報発信ツールなどで周知します。

※当日の運営及びタイムスケジュールについては、後日出展者にお知らせいたします。

※ 留意事項

当日、予期しない悪天候によって11時以降に中止を決定した場合、出店料を返金いたします。中止にあたっては、食品の仕入れ、仕込み等に関する営業補償は出来かねますので予めご了承ください。

6. 食品販売についての注意事項

- 飲食物の調理・販売にあたっては、営業許可または臨時営業許可が必要です。
- 食品によっては取り扱うことができないこともあります。必ず保健所にご相談・ご確認ください。
- その場で調理し販売する場合
臨時営業許可（飲食店営業許可）が必要です。この場合、取り扱える品目及び調理する場所に制限があります。
 - ① 品目について
 - ・ 扱うことのできる品目は、「調理工程が単純かつ、提供直前に加熱した食品」、「加熱後の操作が簡単なもの」のみです。
 - ・ これらは、完成品又は半完成品の調理行為であって、その作業工程が「揚げる」「焼く」「蒸す」「煮る」のいずれか1工程のみです。
 - ・ 「多種類の原材料を必要とするもの」や「変質、変敗しやすいもの」は取り扱うことができません。
 - ・ ただし、一部の許可品目については問題なく取り扱うことができますので、予め自身でご確認ください。
 - ② 調理する場所について
 - ・ テント等で屋根又は覆い等があること。
 - ・ 原材料等の下処理は原則、既許可施設で行うこと。許可がない場合は調理室等の食品を衛生的に取り扱うことのできる施設で行ってください。
 - ・ 原材料等は適切な方法で保存できるようにしてください。（肉・魚など→クーラーボックスまたは冷蔵庫等で冷蔵保存）
 - ・ 手指等の消毒施設を設けるか、近くに手洗い設備のある場所で衛生的な食品の取り扱いができること。
- 食品（既製品を含む）を販売する場合
 - ① 魚（鮮魚）、食肉の販売は原則、できません。
 - ② 弁当・おかず（惣菜）・お菓子を販売する場合
 - ・ 許可のある施設で作られた製品で、包装（パック）され、表示のあるものの販売に対しては許可は不要です。原則、屋外で製品を調理・製造することはできません。
 - ※ これらのものを販売するにあたっては、表示の保存方法を守って販売してください。
 - ③ ジュース類を販売する場合
 - ・ 缶、ペットボトル等の飲み物をそのまま販売する場合は、許可は不要です。
 - ・ 缶、ペットボトル等の飲み物をコップに移して販売する場合は、臨時営業の許可の対象となります。
 - ④ 農産物を販売する場合
 - ・ 保健所への許可申請又は届出は不要です。

■ 食器類

原則として、「使い捨て容器」を使用してください。

■ ごみ・廃棄物

出店者の皆様が自ら出させるごみは各自でお持ち帰りいただきますようお願いいたします。
お客様用のゴミ箱・残飯用ざる受けは主催者で設置します。

■ 火気の使用

- ・ブースに持ち込むことができる火気は、卓上ガスコンロのみとします。
- ・LPガスボンベの使用は原則禁止です。
- ・火気を使用する際は、必要に応じて「防火板」等の設置をお願いいたします。
- ・地面が汚れることが無いよう、必要に応じて各自対策をお願いいたします。
- ・消火器をお持ちでない方は事前にお知らせください。
- ・消防署への届出は各自お願いいたします。届け出されたブースのレイアウト図（写し）をご提出ください。

※ガスコンロ使用上の注意

- 1) コンロは2台以上並べて使用しない。
カセットコンロを2台以上並べて使用すると、お互いの燃焼炎でボンベが過熱され、ボンベ内の圧力が異常に上昇して爆発することがあります。また、周辺の加熱物に引火したり、カセットコンロが過熱されて表面が高温になり、やけどをする危険もあります。
- 2) ボンベは火気に近づけたり、熱気のアたるところに置かない。
カセットボンベは火気に近づけたり、熱気のアたるところに置かないで下さい。ボンベには液化されたガスが入っており、ボンベが高温になるとガスが気化して内部の圧力が高くなり、ボンベが変形したり、場合によっては爆発する危険性があります。
- 3) 大きな鍋や、鉄板は使用しない。
カセットコンロのボンベカバーに少しでもかぶさる大きな鍋や、鉄板などは使用しないで下さい。大きな鍋や、鉄板で熱の出口がふさがれると、ボンベに熱が伝わります。これを長時間続けると、ボンベの内部圧力が異常に高くなり、爆発する恐れがあります。



■ アルコールの販売について

未成年者、車両の運転をしないかを確認の上、販売を行ってください。

びん・缶等は開栓しての販売のみ可能です。

ただし、酒類製造業または酒類販売業の登録免許がある方はその限りではありません。

■ 給排水について

- 1) アウトドアのため、給水・排水設備はありません。
- 2) 固形物の汚物等については各出店者で処分して下さい。実行委員会が用意する残飯用ざる受け、ゴミ箱は来場者用です。処分されない場合は、主催者はこれを任意に処分し、これに要した費用を出展者に請求します。
- 3) 麺類、スープ等、汁気のあるものを提供される場合は、ザル等を用意し、スープとの分別を徹底して下さい。

7. 展示・販売についての特記事項

- 1) 販売・展示等において法令に抵触するもの、危険物、顧客及び他の出店者とのトラブルや苦情のおそれのある商品の展示・販売を禁止します。
- 2) 出店申込書に記載された以外の物を展示・販売することは出来ません。
(万一、届出以外の内容を販売し、それにより発生した事故については、主催者はその責任を負いません。)
- 3) 調理を伴う試食、販売に係る開催届けは各自保健所へ提出をお願いします。
※ただし、年間複数の催事等に出店する事業者は、許可が必要になる場合もあるので、人吉保健所に問い合わせの上、許可を取って下さい。
- 4) 展示・販売物の管理については、出店者各自が行って下さい。天災その他不可抗力の原因により発生した事故（盗難・紛失・火災・損傷等）について主催者はその損害賠償の責任を負いませんので予めご了承願います。
- 5) 展示・販売物の輸送、搬入・搬出、販売、展示、撤去等に係る費用は全て出店者の負担になります。
- 6) 雨天時の防水対策等は出店者において講じて下さい。水濡れ等による損害については、主催者は一切責任を負いません。
- 7) 主催者は、天災、その他不可抗力等の原因により、本社会実験の開催を中止することがあります。また、主催者は中止によって生じた損害は補償致しません。
- 8) トイレは、隣接する復興コンテナマルシェのトイレをご利用下さい。お客様もご使用になりますのでお客様優先の気持ちでお願いします。

■ 次に挙げる行為は固くご遠慮ください。

- 1) 音や光、また熱や煙、振動等を伴い、隣接ブースに多大な迷惑のかかる販売・展示
- 2) 規定ブース外にはみ出での販売・展示及び粗悪品の廉価販売

※ 主催者は、会場の保全・管理・秩序の維持、来場者の安全確保のため、これらに支障があると認めた販売・展示については、出展者に必要な対策をお願いし、ご了解いただけない場合には販売・展示の制限や中止をしていただく事があります。

8. 応募・出展・販売等に関するお問合せ

■ お問合せ・ご相談・応募申し込みは下記までお願いいたします。

人吉商工会議所 担当：西邨

Tel : 0966-22-3101 / Mail : info@hitoyoshi-cci.or.jp

Coming Soon!



@hitonowa.hitoyoshi



新型コロナウイルス感染症 拡大防止にご協力ください

- 会場内では、飲食等で外さなければいけないときを除き、マスクの着用をお願いいたします。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒にご協力ください。
- 他のお客様との距離の確保(できるだけ2m以上)をお願いいたします。
- 飲食物の大皿でのとりわけや回し飲みはおやめください。

安心してお楽しみいただくために感染防止対策に取り組んでまいります。
会場内で気分が悪くなった場合などは無理せず、実行委員会スタッフに
申し出てください。